

病床の整備計画の公募について

千葉県 健康福祉部 医療整備課 地域医療構想推進室

電話番号 : 043-223-2457 メール : chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

市原保健医療圏における病床の整備計画の応募結果について

市原保健医療圏においては、昨年度の市原地域医療構想調整会議にて、早期に病床整備を希望する意見があったことを踏まえ、本年7月の医療審議会病院部会で審議のうえ、病床の整備計画の公募を行ったところ、応募結果は以下のとおりとなりました。

○応募結果

一般病床・療養病床

保健医療圏	配分可能病床数※	計画書受付
市原	372床	243床（2者）

※ 配分可能病床数は、既存病床数の変動等により、変更する予定です。

■応募事業者の概要

1 医療法人社団寿光会（いすみ市）

- （1）病院の名称：（仮称）姉崎のぞみ病院 **【新設】**
- （2）開設予定地：市原市姉崎海岸23,23-2
- （3）開設予定の病床数
一般病床26床、療養病床172床、計198床（回復期26床、慢性期172床）

2 医療法人白百合会（夷隅郡大多喜町）

- （1）病院の名称：医療法人白百合会市原鶴岡病院 **【増床】**
- （2）増床予定地：市原市新堀955
- （3）増床予定の病床数
療養病床45床（慢性期45床）
※精神病床45床を減床し、療養病床45床を増床（総病床数に変動なし）

市原医療圏における令和7年度配分方針

今後、地域医療構想の見直しが予定されていることから、病床配分については原則として行わないが、市原医療圏については、市の医療機関の配置の状況の特殊性を踏まえ、以下の方針により、病床配分を行うこととする。

- (1) 病床の配分に当たっては、千葉県保健医療計画（令和6年4月改定）における医療提供体制の整備方策との整合性を図ることとする。
- (2) 具体的には、市原保健医療圏（地域医療構想における構想区域）で不足する病床機能を担う病床であることを原則とし、下記の優先順位により、基準病床数の範囲内で配分を行うが、具体的な配分数、配分先の検討にあたっては、地域の課題を解決するための市原市及び市原市医師会並びに市原地域医療構想調整会議の意見を十分尊重するものとする。
なお、不足する病床機能以外の機能の病床を整備しようとする計画については、限られた医療・介護資源を効果的・効率的に活用し、県民が地域において安心して質の高い医療・介護サービスが受けられることを目指す、千葉県の地域医療構想に資することが書面により明確にされている場合は、配分について配慮する。
- (3) 医療法第7条第3項の規定により、知事の許可を受けなければならないとされている有床診療所についても病床配分の対象とする。
- (4) 令和12年3月末までに開設（変更）許可を受けることを条件とする。
- (5) 上記のいずれにも合致しない場合には、医療法第7条第5項に基づく条件を付す場合がある。

【優先順位】

千葉県が目指すべき医療提供体制を実現するための施策に沿う次の病床について、優先して配分を行う。

ア 地域医療構想の市原構想区域において不足している医療機能に関わる病床

※令和6年度病床機能報告結果による当該区域の機能別病床数と必要病床数を比較して、不足している医療機能にかかる病床(高度急性期・回復期・慢性期)

イ 在宅医療に関わる病床

※千葉県保健医療計画において在宅医療の体制整備を推進している。

ウ その他、千葉県保健医療計画の実現に向けて必要な病床

参考 令和6年度病床機能報告（市原）

（単位：床）

		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計
必要病床数 (R7年)	A	284	826	695	335	-	2,140
病床機能報告 (R6.7.1)	B	108	1,521	315	164	48	2,156
差し引き	B-A	▲176	695	▲380	▲171		16

今後のスケジュール

【スケジュール（予定）】

※スケジュールについては、今後前後する可能性があります。

- 令和7年10月 県による事業計画のヒアリング
- 令和7年11月 調整会議で応募結果の説明、事業者より整備計画の説明
- 令和8年 1月頃 医療審議会病院部会の審議
- 令和8年 2月頃 病床配分を決定、通知

※次回調整会議（3月予定）で病床配分の結果について報告。

応募のあった 2 者の病床整備計画について、地域医療構想及び地域における医療提供体制と整合的であるかについて御意見を伺いたい。

併せて事業者が計画を進める上で留意すべき事項等があれば御意見を伺いたい。